



# Newsletter

KPMG in Thailand



Global Japanese Practice タイ ニュースレター 2018 年 11 月

## 移転価格税制の施行決定と労働者保護法の改正案の動向

お客様各位

先週 11 月 22 日に、移転価格税制の関連規定が歳入法の修正という形で官報（Royal Gazette）にて公告されました。これにより、2019 年 1 月 1 日開始事業年度以降、年間売上が 2 億バーツ以上の法人は移転価格文書の作成・保管が要求されることとなります。

また、9 月 20 日に退職給付債務に影響を及ぼす法定解雇金の引き上げを含む労働者保護法の改正案の骨子が国民立法議会にて承認されました。これについては、いまだに施行時期は未定です。今後、国民立法議会の検討委員会にて更なる審議が行われることとなります。

### (1) 移転価格税制の条文

歳入法に以下の移転価格税制の関連規定が追加されました。

#### 歳入法 第 71 条の 2 (1)

関連者間取引について、納税者が独立した第三者との取引において適用されるであろう、商業上および金融上の条件と乖離した条件で取引を行っていることが税務調査で発見された場合、税務調査官は、納税者の課税所得を独立企業間取引において獲得したであろう金額に更正する権限を有する。

#### 歳入法 第 71 条の 2 (2)

歳入法における「関連者」の定義を以下に定める。

- i. 一方の法人が、他方の法人の株式の総数又は出資金額の 50%以上を直接又は間接に保有する関係にある法人
- ii. 同一の者によってそれぞれの株式の総数又は出資金額の 50%以上を直接又は間接に保有される関係にある法人
- iii. 一方の法人が資本・経営・支配権の観点において、他方の法人に依存しなければならない関係にある法人で財務省令で定めるもの（実質支配関係にある法人）

### 歳入法 第 71 条の 2 (3)

歳入法では、同条 (1) に基づき、税務調査官が納税者の課税所得を更正した場合に、納税者に対して税金の還付申請を認める。納税者は法人税申告書の提出日から 3 年以内、もしくは税務調査官から更正通知を受けた日から 60 日以内に税金の還付を申請することができる。

### 歳入法 第 71 条の 3 (1)

歳入法第 71 条の 2 (2) に規定する関連者を有する法人は、関連者間取引の有無にかかわらず、歳入局長が定める書式 (この書式はまだ公表されていない) に従って、その事業年度の関連者間取引の金額などの関連者間取引に関する情報を記載した付表を作成し、その事業年度終了日から 150 日以内 (法人税申告書の提出期限内) に歳入局へ提出しなければならない。

### 歳入法 第 71 条の 3 (2)

タイ歳入局は、同条 (1) に基づき関連者間取引に関する付表を提出した法人に対し、提出日から 5 年以内に、移転価格の算定・分析に必要な文書もしくは証憑の提出を求められることがある。提出を求められた納税者は、その通知を受けた日から 60 日以内に提出しなければならない。ただし、税務調査官はその裁量により、通知日から 120 日を超えない範囲でその提出期限を延長することができる。なお、納税者は、初回のリクエストに限り、180 日以内の提出が認められる。

### 歳入法 第 71 条の 3 (3)

その事業年度の売上が 2 億バーツ未満の法人は、同条 (1) (2) の対象外とする。

### 歳入法 第 35 条の 3

相当の理由なく 71 条の 3 に定める書類を提出しない、あるいは提出した書類に不備がある場合には、20 万バーツを超えない範囲で罰金を課す。

## (2) 労働者保護法の改正案

2018 年 9 月 20 日に国民立法議会にて承認された労働者保護法の改正法案の骨子には、以下の内容が含まれます。

- 勤続年数 20 年以上の場合の法定解雇金を最終給与の 400 日分へ引き上げ (現行法では、勤続年数 10 年以上の場合の最終給与の 300 日分の法定解雇金が最高)
- 産前産後休暇の最大取得期間を現行法の 90 日から 98 日 (うち 45 日間は有給) へ拡大
- 以下の場合には、雇用主が年率 15% の遅延利息を支払わなければならない
  - 解雇終了日に支払うと取り決めていた雇用終了日までの賃金が未払いの場合
  - 一時休業中に賃金が未払いの場合 等
- 雇用主の変更に関する規定を明確化  
“雇用主の変更之际しては、従業員の同意を必要とし、従業員は前雇用主の下で得ていた権利と同等の権利を与えられるものとする、すなわち、新雇用者は、従業員に対する全ての権利と義務を引き継ぐものとする”

### (3) KPMG のコメント

2015年5月に移転価格税制の骨子が閣議承認されてから3年半の期間を要しましたが、ようやくタイでも移転価格税制が施行され、2019年1月1日開始事業年度以降、年間売上が2億バーツ以上の法人は移転価格文書の作成・保管が要求されることとなります。新法への対応に関するご相談については、以下のメンバーへご連絡ください。

また、昨年の8月に閣議承認された法定解雇金の引き上げについては、今後、国民立法議会の検討委員会にて更なる審議が行われることになっており、昨年同様、施行時期が未定の状態です。この改正案が決算日前までに法施行された場合には、その決算期の退職給付債務の計上に際して年金数理計算の再計算が必要となるため、引き続き今後の動向に注意が必要となります。

#### KPMG 税務・法務担当者

柴田 智以、ディレクター  
E: [tshibata1@kpmg.co.th](mailto:tshibata1@kpmg.co.th)

伊藤 進、アソシエイトディレクター  
E: [sito1@kpmg.co.th](mailto:sito1@kpmg.co.th)

澤合 恵、コーディネーター  
E: [msawaai@kpmg.co.th](mailto:msawaai@kpmg.co.th)

#### [KPMG 日系企業支援サービスウェブサイト](#)

#### [過去のニューズレター一覧](#)

KPMG 日系企業サービス代表お問い合わせ先  
[gjp-marketing@kpmg.co.th](mailto:gjp-marketing@kpmg.co.th)

[Privacy](#) | [Legal](#) | [Unsubscribe](#)

© 2018 KPMG Phoomchai Audit Ltd. a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

[twitter.com/KPMG\\_TH](https://twitter.com/KPMG_TH)  
[youtube.com/KPMGinThailand](https://youtube.com/KPMGinThailand)  
[facebook.com/KPMGinThailand](https://facebook.com/KPMGinThailand)



[kpmg.com/app](https://kpmg.com/app)



Anticipate. Innovate. Deliver

[kpmg.com/th](https://kpmg.com/th)